

今後の進め方について

1. 平成 29 年度に、基準改正とガイドライン改訂の取りまとめを行う「基準・ガイドライン検討委員会」（仮称）と、ガイドライン改訂の具体的検討を行う「ガイドライン改訂検討委員会」（仮称）を設置する。なお、「基準・ガイドライン検討委員会」（仮称）の委員構成は、現行の基準等検討委員会委員メンバーを想定。
2. 「基準・ガイドライン検討委員会」（仮称）では、基準について以下の主要項目について専門的な検討を行い、9 月開催予定の第 2 回委員会で、それらの項目も踏まえた基準の改正内容を決定する。
 - ① 移動等円滑化された経路の複数化、移動等円滑化された乗り継ぎ経路について
 - ② エレベーターのかご大きさについて
 - ③ 運行等に関する異常時の情報提供及び避難誘導等に関する非常時の情報提供について
3. 「ガイドライン改訂検討委員会」（仮称）では、整備ガイドライン（施設編、車両編）改訂に関する具体的な内容について検討する。

	基準・ガイドライン検討委員会 【国土交通省にて実施】	ガイドライン改訂検討委員会（旅客施設・車両等） 【公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団にて実施】
平成 29 年		
3 月	〔平成 28 年度基準等検討委員会で 基準及び整備ガイドラインの見直しの方向性と取りまとめ〕	
4 月		
5 月	第 1 回委員会開催（基準・GL） ・基準の改正内容の概要、ガイドライン改正の主たる検討項目について決定	
6 月		第 1 回委員会（旅客施設・車両）開催
7 月		
	〔以降、連携して内容検討〕	
8 月		（必要に応じてWG開催）
9 月	第 2 回委員会開催（基準） ・基準の改正内容の決定 省令改正手続き開始	随時、委員会（旅客施設・車両）開催
10 月		
11 月		
12 月	第 3 回委員会開催（GL） ・新ガイドライン案決定	第〇回委員会（旅客施設・車両）開催 ・新ガイドライン素案決定
平成 30 年		
1 月	パブリックコメント実施（基準、GL）	
3 月	新ガイドライン決定・公表	新ガイドライン印刷・製本等

以上